

甲山小学校PTA規約（下線部改正）

第1章 総則

第1条 本会は甲山小学校PTAという。

第2条 本会は甲山小学校児童の保護者並びに教職員を以て組織する。

第3条 本会の事務所は甲山小学校におく。

第2章 目的及び活動

第4条 本会は保護者と教職員が緊密な連絡を保ち、さらに地域社会の協力により、児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 家庭・学校及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 会員自身の教養を高める。
3. 学校教育に対する理解を深め、これを増進する。
4. 児童の心身の健全な発達を図る。
5. 学校の教育的環境の整備を図る。
6. 公費による適正な教育予算を確保することに協力する。

第3章 経理

第6条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、事業収入及びその他の収入を以て充てる。

第7条 本会の会員は会費を納めるものとする。会費の額は総会で決定する。

第8条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行う。

第9条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 2名 | (3) 事務局長 1名 | (4) 書記・監事 1名 |
| (5) 会計 1名 | (6) 母親代表 2名 (本部役員 1名) | (7) 父親代表 2名 (本部役員 1名) | |
| ※上記の内、特別会計は教頭が担当し、監事 1名 (教職員) を加える。 | | | |
| (8) 学級委員 | 各学年 2名ないし 3名 | | |
| (9) 文化教養 | 各学年 1名ないし 2名 | | |
| (10) 安全育成 | 各学年 1名ないし 2名 | | |
| (11) 広報 | 各学年 1名ないし 2名 | | |
| (12) 父親代表 | 各学年 2名 | | |
| ※ 委員長・副委員長・会計 各 1名 | | | |

第12条 役員任期は1年とする。

第13条 役員は、会員中より次の通り選出する。

- | |
|---|
| 1. 会長 1名、副会長 2名は総会において選任されるものとし、選出に当たっては本部事務局会において選出する。 |
| 2. 事務局長 1名、書記・監事 1名 (併任)、会計 1名、父親代表 1名、母親代表 1名は、旧年度の1年から5年までの各学年より1名の本部役員を選出しその互選とする。 |

3. 委員長・副委員長は各委員会において選出する。
4. 母親代表2名の内1名は、女性の学級委員から選出する。
5. 父親代表2名の内1名は、父親代表委員から選出する。

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を執行する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
3. 事務局長は会の運営・推進の任にあたる。
4. 書記は会の活動状況を記録する。
5. 会計はすべての支出・収入を記録し、総会にて報告する。
6. 監事は会計を監査する。
7. 委員長・副委員長は各委員会を統括する。

第5章 会議

第15条 総会は会長が招集し、毎年開催する。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第16条 議長は総会で選出され、議事を進行する。

第17条 役員会は、本部役員会・全体役員会とし会長が招集し委員会は各委員長が招集する。

第6章 事業

第18条 本会の目的達成のために、次の委員会を置く。

1. 学級委員会
2. 文化教養委員会
3. 安全育成委員会
4. 広報委員会
5. 父親代表委員会

第19条 委員はそれぞれの委員会に属する。

第7章 弔意

第20条 別途「PTA慶弔規程」に定める。

第8章 その他

第21条 上記に定めがない場合、本部役員会にて協議・決定する。

付 則

- 第1項 本規約の改廃は、総会の議決による。
- 第2項 本会の運営について、別に役員会で細則を定める。
- 第3項 本会は必要に応じて特別委員会を置くことができる。
- 第4項 本規約は平成元年4月22日から施行する。
- 第5項 本規約は平成8年4月20日 一部改正。
- 第6項 本規約は平成15年4月18日 一部改正。
- 第7項 本規約は平成17年12月12日 一部改正。
- 第8項 本規約は平成20年3月11日 一部改正。
- 第9項 本規約は平成23年7月12日 一部改正。
- 第10項 本規約は平成25年2月19日 一部改正。
- 第11項 本規約は平成28年4月17日 一部改正。
- 第12項 本規約は令和2年6月（書面決議） 一部改正。
- 第13項 本規約は令和3年4月（書面決議） 一部改正。

細 則

第1条 各委員会の主なる活動は次のものとする。

1. 学級委員会
P T A会員相互の親睦を深めるため、保護者・児童・教職員が一体となって企画・活動する。
2. 文化教養委員会
文化的な活動を通じ、コミュニケーション作りのための企画・活動を推進する。(講演会・研修会・講習会・鑑賞会・その他)
3. 安全育成委員会
児童の安全対策ならびに健全育成に関する企画・活動
(防犯パトロール・あいさつ運動・交通安全指導・その他)
4. 広報委員会
P T A新聞の発行
(学校行事、P T A活動のP Rなど広報活動による地域との連携)
5. 父親代表委員会
父親の子育てへの参加を促進し、子育てに資する活動の企画ならびに父親の豊かな人間関係づくりのための活動

第2条 委員会の活動を円滑にするために全教職員がそれぞれの委員会に属する。

〈旅費の基準に関する規定〉

第1条 本会の目的を達成するために旅費等が発生した場合は、実費を支給する。

〈世羅郡P T A功労者の表彰規定〉

第1条 本会退会者で、本部役員経験がありP T A発展のために貢献した者。

第2条 本会退会者で、P T A発展に特に寄与した者。